

帳
簿
篇

實用普通簿記

森田熊太郎著

卷二 帳簿篇。

此帳簿篇は、帳簿より記帳に移り、簿記の方法を示し、學理の應用を説きたるものにして、其目次左の如し。

第一、記帳即ち帳附け。

總說、

- 一、金錢出入に關する帳簿の記入、
- 二、物品出入に關する帳簿の記入、
- 三、貸借出入に關する帳簿の記入、

第二、略式簿記法。

總說、

一、帳簿の記入、

二、試算突合せ、

三、帳簿の結算、

第三、正式簿記法。

總說、

一、帳簿の記入、

二、試算突合せ、

三、帳簿の結算、

●此篇記述の順序は、殊に注意して、近接より遠隔に、單簡より複雑に、其歩を進め、又營業篇と其連絡を通じ、釣合を取り、既知より未知に、事實より理法に移らしめ、只管初學者の之れを學なぶに易からしめたり。

第一 記帳即ち帳附け。

記帳ノ必要

●人誰か金錢物品を取扱はざらん、人誰か營業の繁榮、生活の安全を願はざらん。されば如何なる人にも、己れが營業生計に關する、金錢物品の貸借出入、并に損益の多少等を明かにする必要あり。然れども人の記慮は限りあるものにて、日々取扱ふ百般の取扱を、一一記慮し得らる可きに非す。よし記慮し得たりとて、唯一人合點のみにては、他日の苦情を未發に防ぐことを能はざるべし。且是等計算の事柄は概ね錯雜にして、もし其整理宜しきを得ざれば或は信用を失なひ、破産の端緒となること多し。之れ工場商店は勿論、一人一己に至る迄、其向き向きにより帳面を製し、總て其營業に關する一切の取引を記入する所以なり。

●是迄我國にて帳面と云へば、半紙美濃細川若くは端切らず等の白紙を、二ツ折長方形、四ツ折方形となし縫合せたるものにて、其記入も定まりたる

新式ノ帳面

法立てなく、體裁も不規律にして、徒らに紙面を豊やし唯帳簿の厚さをなすのみなりき。かく一定の規律もなく、事の生せし間に間に間に記入するが如る有様にてば、いかでかよく計算の整理をなし、業務の成績を知るを得ん。

● 近年簿記學の流行より、此簿記の風を取り野紙野引きの帳面を用ひ、野にて記入の區劃を立て、記入の配置も認めやすく計算にも引合せにも萬事好都合となれり。然れどもこれ等の多くは、其形式を取りて精神をとりたるもの渺なしと雖も、兎に角舊式の帳面よりは一段進化したる形式にして、舊式の帳面よりは一層利益あるものと云はれるべからず。

● 舊式の帳面と新式の帳面とは、何これが計算に便なるか、何これが引合に便なるか、何これが取調に便なるか。左に金錢出入を記入せる帳簿を舊式と新式の二様に示めん。之れにより其何これが整齊明瞭なる記入にして、確實なる會計顛末の記録に適するかを合點すべし。

舊式ノ帳面

新式ノ帳面

明治廿九年五月一日始め	入 金五拾圓也	手賛有金
五月三日	出 金七拾五錢也	鷺印マチ三十九
五月七日	出 金五拾錢也	電信料
五月八日	出 金壹圓也	車代三河屋へ渡
五月十日	入 金五拾圓也	因ヨリ借入金
五月十四日	出 金五拾圓也	醬油十樽代
五月十五日	出 合計金百圓也	
	差引金八拾圓七拾五錢也	

主 手 賢 有 金 二 九 五 二 一	本 町 余 ヨ リ 買 入 五 三 三	一 磬 口 マ チ 三 十 打	電 信 料 ラ 仕 振 五 七	車 貨 ラ 三 河 屋 萬 吉 へ 仕 振 五 五 八	材 木 町 园 ヨ リ 現 金 借 入 〇 一 〇	金 ョ リ 買 入 五 一 四	手 賢 有 金
20 000	30 000	40 000	50 000	60 000	70 000	80 000	90 000
00 000	100 000	200 000	300 000	400 000	500 000	600 000	700 000
00 000	100 000	200 000	300 000	400 000	500 000	600 000	700 000
00 000	100 000	200 000	300 000	400 000	500 000	600 000	700 000

會計帳簿

帳簿ノ持主

● 會計の帳簿とは、己れに關する金錢物品、其他一切の取引を整齊明瞭に記入するものにして、即ち確實なる會計顛末の記錄となるべきものなり。而して帳簿は其記入せらるゝ事柄により、小遣帳、金錢出入帳、仕入帳、賣上帳、品々出入帳等の別あり。之れを要するに帳簿は、營業の性質區域により調製せらるゝものなるが故、其種類豫め一定せず。

● 會計帳簿は其業務の帳簿にして、業務の會計を整理するものなり。故に帳簿記入をなすに當り、第一に心得べきは、帳簿と主人との區別なり。人あり工場を設け、其營業の帳簿を調製するどせん、普通の考へにては、主人は資本を出して工場を設け、營業するものなれば、其工場は主人の所有にして、別段工場と主人との間に區別あるべき筈なけれど、元來營業に關する帳簿は營業の帳簿にして、主人の帳簿にあらざるが故、帳簿の目より見るとときは、主人も他の取引先同様他人なり。故に主人が其營業に出資したる丈は、之れを工場より云へば主人よりの借金にして、之れを主人より云ふときは工

場への貸金とならざるべからず。

● 帳簿の記入は、他人に疑ひを生せしめざる様、他人に思ひ違ひを起さしめざる様、他日充分の證據となし得る様、他日取調べに便宜を與ふる様、整齊明瞭ならざるべからず。整齊明瞭なる記帳をなすには、心得べきこと多しと雖も、之れを要するに、秩序、精密、敏捷、信用の諸徳は、帳簿記入者が殊に服膺し、野線、記入、計算等は、何れも正確にして錯誤なく、清潔にして汚穢なく、迅速にして敏捷なるべし。今其重なる要點を左に掲ぐ。

一、月日順序を追ひ、取引の起りたる都度、之れが記入をなすべし。

一、字体は成るべく、楷行の間を用ひ明瞭なるべし。

一、文章は短簡明瞭を旨とし、簡に失し煩に偏することなからしむべし。

一、數字は改作し難き、壹貳參四五六七八九拾を用ふべし。

一、物名人名等は一定の名稱を用ひ、類似の者ある時は區別を立つべし。

一、記入の配置は一定搜索し易き様に之れを勉むべし。

記入ノ正誤

通語通標

一、記入は誤脱訂正なき様、常に帳面を清潔ならしむべし。

● 萬一帳簿記入に書損脱落をなしたりとて、漫りに之れを消除塗抹すべきからず、またかりにも、補綴糊貼すべからず。倘し増補改正すべきことあれば、明白に記入者の證印を捺し、正誤の道筋を判然ならしむべし。

● 普通營業に用ひらるゝ通語、通標、略字、略標は、其むきむきにより其數多くれど、之れを記帳に用ゆるときは、唯認識しやすきのみならず、記入に時間と労力を省み大なる便益あり。今前出の記帳に用ひられたるもの左に説明し、其一班を知らしめん。

二九、五ノ二。 ○ 明治廿九年五月二日と云ふ義なり。

命令、因。

○ 取引先の家印にして、姓名の代りに用ふ。

三河屋。

○ 品名品物の商標にして、物名の代りに用ふ。

鷺印、命令。

○ 他の帳簿と引合済になりたる合印なり。

● 野線は通例赤色を用ひ、彼我の區別を立て、又數量の如何を示し、其他種の用法あり。今二三の例を掲げ、其一班を知らしむべし。

○ 小計、又は次葉へ繰越すべき合計、若くは合計總計をなす時、金高の右へ引くなり。

○ 合計總計の締切りを示すため、金高の左へ引くなり。

朱書ノ解

○ 紙面の空白を填塞し、附加記入等なき様、餘白に此線を引くなり。

● 帳簿の朱書は、尋常の記入と其趣きを異にするを示す。朱書の金額は、元來其朱書の方に屬すべきものに非ずして、實は其反對の方に屬すべきなり。唯之れを少數の方へ朱書する所以のものは、其差額を一目瞭然ならしめ、出入受渡の平均を得んが爲めにして、朱書の金額は次期に至り、朱書と反対の方へ繰越し轉寫して、以前殘れる方の地位に立戻らしむるべものなり。

練習者ノ用

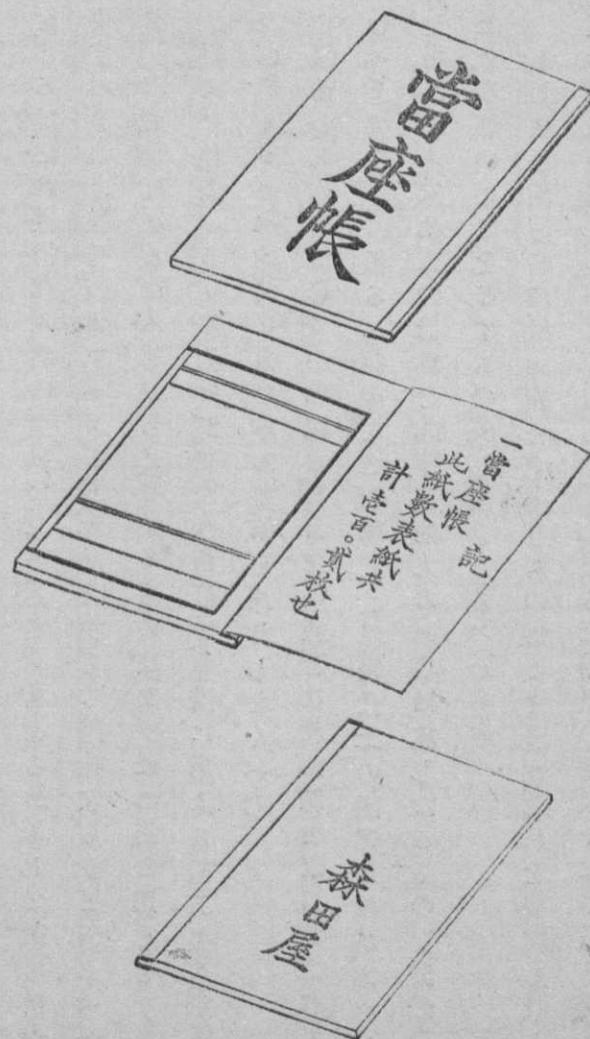
練習者ノ心

● 整齊なる記帳をなし、確實なる計算をなし、以て明瞭なる會計頃末の記録を作るは、之れ帳簿記入者の主眼にして、こと容易なるが如しと雖も、研究の要すべきあり、練習の要すべきあり、未だ必ずしも困難ならずと云ふべからず。依て善良なる記入者たらんとするものは、まず此心掛の用意をなし、次に帳面上に用ふべき半紙判の野紙及び白紙と、記帳に用ふる硯石、墨、朱、細筆、黒及び赤インキ、ペン、并に丸定木、算盤等を用意しをぐべし。

● 帳簿の記入計算等は、勿論練習者自身の練習なれば、練習者自身之れを試むべき筈なり。然るに年少なる初學輩は、記帳仕上の困難を厭ひ、他人に野線を引かしめ、又他人の計算を聞き、又他人の記帳核算したるもの、其儘寫し上ぐる等のこととなすもの多し、慎まさるべからず。

● もし練習帳簿の内、數枚綴合すべきものあるときは、之れを袋緩ちにし表裏の表紙を附し、各丁に丁打ちをなし、漫りに用紙の増減をなさる様心掛くべし。練習帳簿綴ぢ合せの体裁左の如し。

(表)



(裏)

手控ノ必要

座帳
練習者ノ當

日々の取引を、夫れ夫れ専門の帳簿へ記入するに先だち、取引の起りたる都度、心覺への爲め、其取引の全体を書き留めをくは、繁雑なる業務を取る人に最も必要なものなり。故に大概の人みな大實惠、萬覺帳、控帳等を作り之れを用ふ。我が國舊式の帳面に當座帳なるものあり、之れ營業一切の覺へがきにして、取引の生じたる度毎、之れが記入をなし其業にとり必要欠くべからざるものなり。

されば如何なる業務を探るものと雖も、此種取引の歴史なる當座帳を備へ、記帳するを、最も安全なる方法とす。又今帳簿記入を練習せんとする者、亦此當座帳の形式により、一箇の覺へ帳を調製し、専門の帳簿へ記入するに先だち、此帳簿へ全体の取引を記入すべし。もし教師の時々問題を與ふるとき、直に此當座帳に書き留めをなし、うれより相應の帳簿へ記入することを得べし。

● 當座帳の普通形式は左の如し。

引合

二九、八ノ二四

渡邊品三ヨリ

一現金ニテ預ル

つた屋商店ヨリ來三十日仕拂ノ約束ニテ買入ル

一第二番弗箱 壱個

糸屋小八ヘ

一現金ニテ貸渡ス

寶屋新聞店ヘ

一本月分五新聞代金ヲ仕拂フ

河合梅五郎ヨリ

一貸金ノ内拂トシテ受取ル

金高

一〇〇〇

一〇〇〇

一〇〇〇

一〇〇〇

一〇〇〇

形式ノ説明

益當座帳ノ利

- 此當座帳はかく三段に分ち所定の欄内に取引の事柄及び金高を記入し、此帳簿より他の帳簿へ轉寫し、又は他の帳簿と引合せをなしたるときは、引合の欄内に引合の印を附すべし。營へば金錢出入帳へ轉寫し引合せをなしたるときは金、日記帳へ轉寫し引合せをなしたるときは①、もし金錢出入日記の兩帳簿へ轉寫し引合せをなしたるときは、②の兩印を捺し、轉寫引合せ済の印をなすべし。西洋にては引合済の印にレ印を用ふること多し。
- 此種の帳簿は、取引の都度、直に歴史脉の記入をなすを以て、營業の沿革を知り、感違ひ覺へ違等を避け、記入の脱済等を防ぎ、此帳簿より他帳へ記入轉寫するに確實なる財料を與へ、便利なるものなり。されば實地に於て如何なる業務を取る人と雖も、此種の帳簿を作り記憶の新しき内に覺へがきをなし、うれより夫れ夫れの帳簿へ記入すべきなり。

(二) 金錢出入に關する帳簿の記入。

● 金錢とは貨幣、紙幣、小切手等すべて貨幣同様に通用せらるゝものゝ總稱なり。如何なる生活又營業にても、金錢の出入程煩はしきものはなし。故に其業務により、入金帳、出金帳、若くは金錢出入帳等を用ひ、其出入を記入し出納に注意し、之れを確實ならしむること肝要なり。

● 舊式金錢出入の帳簿は、出入込み書きにして、計算引合せ等に不便なりしが、近來は出入の區劃を立て、出は出に、入は入に記入する便法をとれり。金錢の己れに入りたるを入りとし、己れより出でたるを出とするは是迄の仕來りなりしが、近年は其出入を金錢のものより見、金錢の出でたるを出とし、金錢の入りたるを入とす、結局同じ様なれども之れを見るの位置大ひに異なれり。

● 金錢出入帳は其用途により種々の形式あり。これらの形式は一定せるものに非ず、唯其用途の如何により、適宜之れを編制するものなり。今参考のための形式二三を左に掲げん。

學生ノ雜費帳

第一號 學生の雜費帳

金錢出入帳

ノ形式

The top diagram illustrates a ledger page with a header row and several rows of entries. The columns are labeled with Japanese characters. The bottom diagram shows a blank ledger page with a grid for recording transactions.

第二號 家長の入金帳

引合 日附

明治廿九年五月

金高 日計金需

一日 森田太郎ヨリ	地代受入	三〇〇	三〇〇
同 榎本爲次郎ヨリ	預カリ金受入	五〇〇	一〇〇
七日 榎尾民治ヨリ	家賃受入	三〇〇	一〇〇
同 吉田忠三ヨリ	借入金受入	三〇〇	一〇〇
十日 秋葉徳之助ヨリ	返金受入	三〇〇	一〇〇
同 中澤左傳ヨリ	利金受入	三〇〇	一〇〇
十四日 加藤木惣五郎ヨリ	預カリ金受入	三〇〇	一〇〇

ノ第一第一
ノ説明二號

● 右に掲ぐるものは通常入金のみを記入するか、又出金のみを記入する形式なるが故に、小遣帳又は雜用帳杯に、この形式を用ふ。第一號に示せるものは、學生が己れの費用を記入したるものにして、其日其日金高の合計をなす。第二號に示せるものは、家長が毎日の入金を記入するものにして、金錢欄は二段ありと雖も、第一段には毎取引の金額を記入し、第二段には一日の小計を記入し、以て月末合計の便に供せり。

● 第二號の形式は月末合計をなすに當り、先ず第一段の金高合計をなして其數を認め、次に第二段の金高合計をなして其數を認め、第一第二の兩段に於ける合計金額相等しさを認め、確實なる計算とすることを得、尙ほ日々の小計を知り、月末の合計を知るに重寶なるものと謂ふべし。然れども此形式は同種類の入金若くは出金一日に夥しきか、又は一日の金高少數なる場合に概ね用ふるものにして、常に入金及び出金の兩帳を并用して金錢の出入を知るものなり。

ノ第二號形式

第三號 金錢出入帳

引合 日附

明治廿九年五月

受入金高
仕拂金高

		七日	寄附	坂本春次郎ヨリ寄附金
	同	郵稅	發企人並木義道ヨリ會員ヘノ通知用	
	同	筆墨紙	半紙細筆半切封筒代	
十五日	同	會費	出席會員十二名ノ會費	
	同	料理代	出席會員十二名ノ料理代	
	同	雜費	心附ケ其他雜費	
	十五日	繰越	手許殘金(峯崎彦一齋カリ)	
	十六日	繰越	手許殘金	
	同	寄附	中山幹太郎ヨリ寄附金	
				三〇〇
				二〇〇
				一〇〇
				五〇
				三〇
				二〇
				一〇
				五

● 第三號の形式は、金錢出入帳の雑形を示すものにして、金高記入の欄は受入と仕拂の二段あり。上段を受入金高とし、下段を仕拂金高とす、之れ一般の定式なり。扱金銀出入帳は營業の繁閑により、隔日或は五日目、十日目若くは半ヶ月位に計算をなすと雖も、通例毎夜計算して、其日の出入を確實ならしむべし。其計算は式の如く、受入仕拂の各合計を算出し、差引して残高を求め、手許有金と照し合はし、相違なきときは、朱書の次ぎへ墨にて其理由記入し、もし殘金に過剰不足の生じたときは、朱書の次ぎへ墨にて轉寫繰越し、而して後翌日の記入をなすべし。この形式は、通常人のよく用ふるものなれども、日々こまこましたる取引の澤山ある場合には最もよく適當し、殊に日々合計差引して、翌日へ繰越しをするには、至極便利なりとす。

第四號 金錢出入帳

引合 月 日

受入金高 仕拂金高 手許殘高

手許有金

五三〇

二〇〇〇

五三〇

山田氏へノ進物代

五三〇

二〇〇〇

五三〇

半切封筒代

五三〇

二〇〇〇

五三〇

同人ヨリ預り金

五三〇

二〇〇〇

五三〇

同人ヨリ預り金

五三〇

二〇〇〇

五三〇

本月分仕拂

五三〇

二〇〇〇

五三〇

同人へ貸渡

五三〇

二〇〇〇

五三〇

手許有金

五三〇

二〇〇〇

五三〇

手許有金

五三〇

二〇〇〇

五三〇

手許有金

五三〇

二〇〇〇

五三〇

引合 月 日

第五號 金錢出入帳

受入金高 仕拂金高 手許殘高

手許有高

五三〇

二〇〇〇

五三〇

山田氏ヘノ進物代

五三〇

二〇〇〇

五三〇

半切封筒代

五三〇

二〇〇〇

五三〇

同人ヨリ預り金

五三〇

二〇〇〇

五三〇

手許有金

五三〇

二〇〇〇

五三〇

手許有金

五三〇

二〇〇〇

五三〇

手許有高

五三〇

二〇〇〇

五三〇

大森房太郎

五三〇

二〇〇〇

五三〇

同人ヨリ預り金

五三〇

二〇〇〇

五三〇

本月分仕拂

五三〇

二〇〇〇

五三〇

右に掲ぐる金錢出入帳の形式は、毎取引毎日、若くは時々、残高を知り、之れを手許有金と引合すに便利なるものなり、故に金錢出入の多き家にては此形式を用ふるを最も便なりとす。扱第四號に示せる形式は、時々残高を計算するものにして、其法受入金高と仕拂金高の各合計を計算し、次に其差引残高を求め、式の如く之れを記入しをくのみ、而して次の取引は直に之れが記入をはじめて差支へなし。

第五號に示せる形式は、毎取引に残高を計算するものにして、其法各取引に於ける受入金高より仕拂金高を差引き、其残高を最下の欄内に記入し次ぎの取引に移り其取引受入なれば、前の残高に加へ、又仕拂なれば前の残高より差引き、其金高を最下の欄内に記入すべし。

而して第四號并に第五號の形式とも營業總結算の時至れば第三號の形式にならひ締上ぐること式の如くなれども、時に臨み適宜正當なる斟酌をなすべきこと勿論なり。

金錢出入に關する帳簿記入、練習問題。

茲に掲ぐる練習問題は、其取引に適當せる形式の帳簿を製し、之れが記入をなしこれが結算をなすべし。而して練習問題に於ける仕拂若くは残金等數字の答は、各練習問題の首に之れを示せり、學なぶ者就て之れを見るべし。

第一練習

第一練習問題。明治廿九年五月。（仕拂高金一圓十七錢）

一日、左の諸仕拂をなす、

湯錢金一錢五厘……シャボン代金拾五錢……卷紙代金拾錢……細筆代金五錢……靴下代金三十錢五厘……

二日、左の諸仕拂をなす、

靴墨代金五錢……理髮代金拾錢……洗濯物代金十五錢……眼鏡修覆料金廿五錢……以上。

第二練習

第二練習問題。明治廿九年六月。（殘金百〇五圓四十四錢）

五日、左の受拂をなす。

前日よりの残金八拾圓五拾錢……高橋金兵衛より金參圓預かる……
山田市太郎へ金五圓貸渡す……

六日、左の受拂をなす。

林正五郎へ郵便稅立替金六錢……山本軍平より金三十圓預かる……
新式簿記一部代金一圓仕拂ふ……

七日、左の受拂をなす。

農業全書三部買入手附金として金二圓也東京堂へ渡す……以上。

● 第三練習問題。明治廿九年七月。 (残金三十五錢)

二日、左の受拂をなす。

森田より寄附金三十錢……開會通知用はがき代を仕拂ふ金廿錢……
細筆三本代金十錢仕拂ふ……

廿日、左の受拂をなす。

- 第四練習問題。明治廿九年八月。
(残金 無之)
- 五日、左の受拂をなす。

出席會員廿二名の會費合計金一圓三十二錢受取……會員よりの寄附
金三十九錢……茶菓代及心附として仕拂ふ金九拾錢……帳簿及び受
取證代金二十六錢仕拂ふ……會印彫刻料金二十錢仕拂ふ……以上。

● 第四練習問題。明治廿九年八月。

(残金 無之)

第四練習

十五日、左の受拂をなす、

手許有金十四圓六十錢……郵便はがき切手代金三圓九十錢仕拂……
筆墨紙代金六十錢仕拂……印刷物代金二圓仕拂……山本より地代金
十八圓九十錢受取……川田へ家賃金十一圓仕拂……海野より積立金
九十錢預る……

十六日、左の受拂をなす、

泉へ心附として金二十錢仕拂……電信料金三十五錢仕拂……組合懇
親會費其他雜費共金五圓四十九錢仕拂……當座預金より引出す金十
八圓……崎山へ地代金十四圓七十錢仕拂……買入書籍代金三圓二十
錢仕拂……以上。

第六練習問題。明治廿九年十月。

(殘金六百九十七圓)

廿五日、左の受拂をなす、

手許有金金百圓……いろは屋より本月分家賃金二十圓受取……第一

號貸家修繕料金五十圓仕拂……第二號貸家修繕料金三十圓仕拂……
第一號貸地賣却金三千二百圓受取……第二號貸地代金百二十圓受取
……第七號貸地買入代金二千五百圓仕拂……
廿六日、左の受拂をなす、

○より本月分地代金四十圓受取……金より本月分家賃金五十圓請取
……賄資金として金五十圓假渡……第五號貸家増築の爲め金百五十
圓を右請負人寺田へ假渡……第二號貸地下水修繕料を仕拂ム金四十
八圓……

廿七日、

帳簿結算の爲手許有金取調をなしたるに金五圓不足……以上。

(二) 物品出入に關する帳簿の記入。

物品とは其意味廣く土地、家屋、器械、什器、素生品、製造品等、凡て形ある財

は、之れ皆物品なり。倘し之れを一層廣く云ふときは、金錢も物品なり、物品と云はざるべからず。然れども、金錢は其受授繁雜にして、自然區別するの便利あり、證券は寧ろ貸借出入に關係するものにして、此部類に入れざるを至當とす。故に茲に物品と云ふは金錢證券を取除きたるものと心得ゆべし。

製造素品ト

物品賣買帳

● 物品中出入はげしきは、工場の製造素品と、商家の商品なり。故に工場には原料出入帳あり、原料臺帳あり、商家には商品賣買帳あり、商品臺帳あり。皆營業の向き向きにより種々の帳簿を備へ之れが計算整理をなす。

● 原料出入帳は製造品財料に使用する物品の買入れ、及び之れを財料に費用したる事項を記入するものなるが故、營業の都合によりては二冊に分つべし。商品賣買帳は商品の仕入、及び賣上に關する事柄を記入するものなるが故にまた二冊に分つも可なり。又其業務の都合により細別して何品買入帳、何品仕出帳、若くは何品仕入帳、何品賣上帳の如くするも可なり。

物品賣買帳

● 其代金の現金たると、手形たると、及延掛たるとを論せず、すべて仕入買入に關する取引は、一切之れを製造素品買入帳、若くは商品仕入帳等へ記入し、すべて仕出賣上に關することは、一切之れを製造素品仕出帳、若くは商品賣上帳等へ記入するを、一般の方式とす。而して其取引現金賣買なれば、賣買の帳簿より金錢出入帳に其事柄を記入し、賣買帳の引合欄に、金の印を捺す。延掛賣買なれば、賣買の帳簿より貸借日記帳其他延掛を記入すべき帳簿に、貸借の事柄を記入し、賣買帳の引合欄に、①其他の合印を捺すべし。もし又手形にての賣買なれば、此賣買の帳簿より手形帳へ其事柄を記入し、賣買帳の引合欄に、②の合印を捺すべし。而してこれら商品の仕入帳賣上帳及び製造素品の買入帳仕入帳等は、皆何れも其取引金高を、毎丁合計して次丁へ繰越しし、毎日合計して翌日へ繰越しし、月末に至り商品出入の各總計を算出記入しをくべし。

第六號 物品買入帳

物品買入帳

一引合日附

明治廿九年十一月

越後屋角平

一ホーキ

二拾函

金二圓替

一チヤスタ

拾五函

金二圓替

右代金現金ニテ仕拂

七日

横濱岸田屋

一デボス 拾函 金一圓九拾錢替

右代金ハ來ル十五日仕拂ノ約束

右運送費用現金ニテ仕拂

物品賣上帳

第七號 物品賣上帳

一引合日附

明治廿九年十一月

前橋絹造

一ホーキ 拾函 金二圓三拾錢替

右代金現金ニテ受取

三河屋萬作

一チヤスタ 拾函 金二圓四拾錢替

右代金現金ニテ受取

梅田屋商店

一デボス 拾箱 金二圓四十錢替

右代金現金ニテ受取

賣上金高

貳
〇〇貳
〇〇貳
〇〇貳
〇〇貳
〇〇

仕入金高

貳
〇〇貳
〇〇貳
〇〇貳
〇〇貳
〇〇貳
〇〇

賣上金高

貳
〇〇貳
〇〇

第八號 物品賣買帳

物品賣買帳

引合 日附

明治廿九年十一月

仕入金高
賣上金高

越後屋角平ヨリ 現金ニテ

一ホーキ 拾函 金二圓替

一チヤスタ 拾五函 金二圓替

前橋絹造へ 現金ニテ

一ホーキ 拾函 金二圓三拾錢替

三河屋万作へ 現金ニテ

一チヤスタ 拾函 金二圓四拾錢替

横濱岸田屋ヨリ 來十五日仕拂ノ約束ニテ

一デボス 拾函 金一圓九拾錢替

右運送費用現金拂

次葉へ

さ 000

四 000

一 500

三 000

二 500

四 000

一 500

三 000

四 000

一 500

二 000

三 000

四 000

十日

梅田屋商店へ 現金ニテ

前葉ヨリ

さ 00

四 00

七 00

三 00

四 00

一 500

三 000

四 000

一 500

二 000

三 000

四 000

十五日

賣殘品

一ホーキ 拾箱 金二圓替仕入 20000

一チヤスタ 五函 金二圓替仕入 10000

賣買利益

101 000	2 000	さ 000	四 00	七 00
101 000	2 000	さ 000	四 00	七 00
101 000	2 000	さ 000	四 00	七 00
101 000	2 000	さ 000	四 00	七 00

● 物品出入の度毎、出入物品の名稱員數等を記載し、以て其出入を明かにし、現在の有高を知るの便に供するもの、之れを物品臺帳、藏々出入帳、荷物出入帳又倉庫帳本と呼ぶ。而して各營業に於て、土藏倉庫の配置により、數部の藏出入帳を作るあり、譬へば東京に於て西河岸藏出入帳、小網町藏出入帳と云ふが如し。

● 初此帳簿は其内を品別になし、一品毎に一々區別を立て、口座を設け出と入の二部に分ち、其品の出入を明かにするものにして、口座は通例其品の出入工合を考へ、取引の多少を計り、何品は何枚、何品は何枚と、豫め記入の餘白を残し、出入の生じたる度毎に、其物品の口座へ記入す。かくするときは同品の出入一個所に集めらるゝが故に、直に其物品の出入と残高とを知るを得、有荷と引合するに甚だ便なり。

● 此帳簿記入の手續きは、物品を買入れたるとき、其取引を仕入帳、其他買入帳に記入し、其品藏入となりたるとき、此帳簿へ品名により其口座を開き、専門の帳簿へ其取引を記入すべし。

員數其他の要項を記入し、又物品賣捌仕出し其他にて藏出となるときは、此物品臺帳へ其物品の口座を開き、員數其他の要項を記入し、後賣上帳若くは専門の帳簿へ其取引を記入すべし。

● 月末若くは結算の期至れば、其出入の員數を取調べ、残高を求め、残品と照合し計算すべきなり、其計算方法は金錢出入帳と畧ば同じ。

第九號 物品臺帳

物品臺帳ノ

合			月 日			ホーリー		
同			同			入荷		
二	一	三	同	四	五	同	國	國
越後屋ヨリ						云	云	云
前橋絹造へ						云	云	云
同	同	同	同	同	同	云	云	云
國	國	國	國	國	國	云	云	云
云	云	云	云	云	云	云	云	云
云	云	云	云	云	云	云	云	云
云	云	云	云	云	云	云	云	云
云	云	云	云	云	云	云	云	云

合			月 日			チャスター		
同			同			入荷		
二	一	五	同	六	三河屋万作へ	同	國	國
越後屋ヨリ						云	云	云
同	同	同	同	同	同	云	云	云
國	國	國	國	國	國	云	云	云
云	云	云	云	云	云	云	云	云
云	云	云	云	云	云	云	云	云
云	云	云	云	云	云	云	云	云
云	云	云	云	云	云	云	云	云

3

デボス

合	月	日	
同	二	七	岸田屋ヨリ
一〇	梅田屋へ		

入荷	出荷	
二	二	
一〇	一〇	

第十號 物品臺帳

1

ホーキ

合	月	日	
同	二	三	越後屋ヨリ
四			前橋絹造へ

入荷	出荷	
二	二	
一〇	一〇	

チャヤスタ

合	月	日	
同	二	三	越後屋ヨリ
六			三河屋万作へ

入荷	出荷	
二	二	
一〇	一〇	

合	月	日	
同	二	七	岸田屋ヨリ
一〇	梅田屋へ		

入荷	出荷	
二	二	
一〇	一〇	

物品出入に關する帳簿記入、練習問題。

茲に掲ぐる練習問題は、其取引に適合せる、物品の買入帳、仕出帳を作り、又物品臺帳を製し、之れが記入をなし、之れが結算をなすべし。而して之れが數字の答は、各練習問題に之れを附せり、學なぶ者就て見るべし。

第一練習問題。明治廿九年十一月。

五日、左の通り受取る。

半紙判十行野紙二拾帖……半紙判十三行野紙三拾帖……半紙判白紙五拾帖……

六日、左の通り渡す。

半紙判十行野紙五帖……半紙判白紙拾帖……半紙判十三行野紙二拾帖……半紙判白紙五帖……

七日、左の通り渡す。

半紙判白紙拾帖……半紙判十三行野紙拾帖……以上。

右殘品： 十行十帖……白紙三十帖……十三行無之。

第二練習

問題。明治廿九年十二月。

十二日、 左の通り現金にて野田屋より買入る。

一、簿記紙 百八十封度 金十錢替

一、ザラ 五百廿五封度 金六錢替

一、上等印刷紙 五百封度 金十二錢替……

十三日、 左の通り淺田五郎作へ掛にて賣渡す。

一、簿記紙 百八十封度 金十二錢替

一、ザラ 五百廿五封度 金七錢替……

十四日、 左の通り現金にて井筒屋より買入る。

一、フルス 五百封度 金十錢替

十五日、 左の通り現金にて小島屋より買入る。

一、有恒社印刷紙 一千封度 七錢替……以上

右殘品、

- 一、上等印刷紙 五百封度 金十二錢替仕入、
 一、フレルス 五百封度 金十錢替仕入、
 一、有恒社印刷紙 一千封度 金七錢替仕入、
 右賣買利益………金八圓八十五錢也。

第三練習問題。明治三十年一月。

一日、前月より繰越有品。

- 一、檜柱(六寸角二間) 五拾本 金一圓廿錢替仕入
 一、石炭 四拾五俵 金三拾錢替仕入
 一、アラ繩 八拾五把 金三錢替仕入……

五日、第一建築場へ送附。

- 一、アラ繩 五拾五把 金三錢替の割……
 一、石灰 四拾五俵 金三十五錢替の割……

八日、第三建築場へ送附。

- 一、檜柱(六寸角二間) 三拾本 金一圓三十錢替の割……
 十五日、第五建築場へ送附。

- 一、檜柱(六寸角二間) 拾五本 金一圓三十錢替の割……
 十九日、第二建築場へ送附。

- 一、アラ繩 三拾把 金三錢替の割……
 廿八日、第三建築場より返附。

- 一、檜柱(六寸角二間) 拾本 金一圓三十錢替の割……以上
 右殘品、

(三) 貸借出入に關する帳簿の記入、

舊式貸借ノ

人より金錢物品を借入れたるものを云ひ、借りたるものは之れを返へすと云ひ、貸したるものは、之れを受取るを云ひ、返金の受渡しには、貸借の文字を用ひざりき。而して此貸借を帳面に記入するには、出入の二文字を用ひ、已れより見たる貸を出とし、己れより見たる借を入とす。今参考の爲め其大要を左に説かん。

- 試へば三河屋品三より、金錢にて金五拾圓物品にて金五拾圓合計金百圓を下總屋宗兵衛へ貸渡し、又下總屋宗兵衛が兼て買入れたる品物代金五拾圓を、現金にて三河屋品三へ仕拂ひたる取引あり。三河屋が自己の帳面へ、此下總屋との取引を、舊式の方法にて記入するときは左の如し。
出一金百圓也、 下總屋へ品物及び現金にて貸渡。
- 入一金五拾圓也、 下總屋より品物代現金にて受取。

新式ノ貸借ノ

- 然るに新式の帳簿記入に用ふる貸借の見様は之れに反対しだとひ己れの營業帳簿へ記入するも、其貸借は相手方より見たる貸借にして、且つ其

貸借の字義左の如く、舊式よりは其意味やゝ廣し。

貸 債權を生じ、又債務の一部若くは全部を消還せしどき。

借 債務を生じ、又債權の一部若くは全部を消還せられたるとき。

- 故に金品を貸すも貸なり、借りたる金品を返へしたるときも貸なり。又金品を借りたるときも借なり、貸金を返却せられたるとさも借なり。依て此意味に基き、貸借の重なるものを擧ぐれば左の如し。

第一、貸借の場合。

貸 他人に、金品其他の有價物を貸渡したるとき。

借 他人より、金品其他の有價物を借入れたるとき。

第二、返金の場合。

貸 他人より借入れの金品其他の有價物を返済したるとき。

借 他人へ貸渡したる金品其他の有價物を返済せられたるとき。

第三、利息を生じ利金を受渡しするが如き場合。

貸　他人より、金品其他有價物を受取るべき權利の生じたる時。
借　他人へ、金品其他有價物を返還すべき義務の生じたるとき。

第四、品物の直引又は家資分散等に於ける場合。

新式貸借ノ
説明

己れの負擔せる債務の一部若くは全部消滅に歸したる時。
借　己れに屬する債權の一部若くは全部消滅に歸したるとき。
右の解釋に基き、前例三河屋の帳簿を、新式により記入するときは左の如し。

- 第一 下總屋宗兵衛、品物及び現金にて　借　金壹百圓也。
- 第二 下總屋宗兵衛、品物代金にて　貸　金五拾圓也。
- これ等貸借出入を記入するに、舊式にては當座帳に取引の都度書込みをき、大福帳と名づくるものを用ひ、人別に捨ひ分くるの仕組なり。新式の簿記も、亦此仕組と同じく、貸借日記帳より取引先元帳へ貸借出入の記入をなし、以て自他の勘定を整理す。

賃借日記帳
説明

- 貸借日記帳とは、日々の取引中貸借出入に關するものを取り、其貸借と仕譯け記入するものにして、單簡明瞭に貸借の、よりて起りたる始末を記載し、取引先元帳へ轉寫の楷模となすものなり。而して此帳簿は、各丁貸借の金高を夫れ夫れ繰越にて合計し、各丁の終りに記入しをくべし。或は毎日合計をなし、之れを翌日へ繰越すも、其向きによりては一層便利なるべし。これらの總計は、後日此帳簿より取引先元帳への轉寫に誤りあるや否やを試むるに必要なるものなり。
- 貸借日記帳は、營業の如何により、形式に多少變更を加ふ、取て差支へなしと雖も、最も便利にして普通なるは、先づ左に掲ぐるものなるべし。多くの形式の内には、金錢記入の欄を一段とし、貸借こみ書きにするありと雖も別段かくするの必要なくして、其上他日試算受合はせをなすに碍害を與ふ、而して此形式は外國にて多く用ふれども、決して善良なるものにはあらざるなり。

賃借日記帳
ノ形式

第十一號 貸借日記帳

引合	日附	明治三十年二月	
一	一日	下總屋宗兵衛	借
		同人へ左ノ通り貸渡ス	
		一現金ニテ	
		一品物ニテ	
二	三日	下總屋宗兵衛	貸
三	同人ヨリ品物代現金ニテ受取		
四	五日	海上清太郎	借
	同人へ掛金ノ内現金ニテ仕拂		
		次號へ	
	否	合	
	是	合	
		是	

元丁 借方金高
貸方金高

- 取引先元帳とは、人別に貸借出入を記入する帳簿にして、營業の廣く地方に涉る者は、國々により大別して後、人別にするあり、又我が區内と地方との二類に大別して後、人別にする處もあり。これは其向きにより、適宜之れが調製を爲すべきなれど、兎に角、元帳とは貸借出入の關係を生じたる人々を一人毎に區別し口座を設け、其口座を貸借の二部に分ち、我が取引する人々に就き、其貸借を一目瞭然ならしむるものなり。
- 元帳の口座とは、同種の取引を纏め、其種類の貸借を計算せんが爲め、開設したる元帳の一部分にして、口座の員數は定め難しと雖も其種類は之れと資本主及び取引の二種に大別するを得。而して口座は通例我れと相手との關係を考へ取引の多少を計り、甲は何枚、乙は何枚と豫め記入の餘白を残し、貸借の生じたる度毎に其人の口座へ記入するものなり。
- 我國舊式の大福帳は、他人への貸金を記入する帳面にして、此帳簿へ我が借金を記載する向き少なし、故に大福帳金高記入の欄は一箇にして足れ

りと雖も、新式に用ふる元帳には、二個即ち貸借の金高記入欄を設けざるべからず。今簡便にして普通なる元帳の雑形を左に示さん。

● 第十二號 取引先元帳

一 下總屋宗兵衛

合月日	二 二 三	諸口	現金及ビ品物	日、丁	借方	貸方	日、丁
				一	一 一 一 一 一 一 一	一 一 一 一 一 一 一	一 一 一 一 一 一 一
		金 錢	掛代金内拂	二	二 二 二 二 二 二 二	二 二 二 二 二 二 二	二 二 二 二 二 二 二
				五	五 五 五 五 五 五 五	五 五 五 五 五 五 五	五 五 五 五 五 五 五

二 海上清太郎

合月日	二 二 三	諸口	現金及ビ品物	日、丁	借方	貸方	日、丁
				一	一 一 一 一 一 一 一	一 一 一 一 一 一 一	一 一 一 一 一 一 一
		金 錢	掛代金内拂	二	二 二 二 二 二 二 二	二 二 二 二 二 二 二	二 二 二 二 二 二 二
				五	五 五 五 五 五 五 五	五 五 五 五 五 五 五	五 五 五 五 五 五 五

口坐
貸方ノ借方

● 此口座の借方貸方とは、口取せられたる人より見たるものなるが故に、下總屋宗兵衛の借は、營業方三河屋の貸となり、下總屋宗兵衛の貸は、營業方三河屋の借となる。其反対の工合左の如し。

昌——借——下總屋宗兵衛——貸

昌——三呂留國三——貸

二欄ノ口座

● 右形式に於ける金高記入の欄は、借方貸方及び残高の三段なれど、又金錢出入帳第三號形式の如く、借方及び貸方の二段となしても敢て差支へなし。唯残高の欄を設くるときは、常に其人に對する貸借の残金を知るの便あるを以てなり。又小賣店の如き、常に得意先きへの掛金のみを記入する向きは、金錢出入帳第二號の形式によるも、敢て差支へなかるべし。

下總屋宗兵衛……………借……………一〇〇、〇〇〇

轉寫二付キ

とあれば、元帳に下總屋宗兵衛の口取をなし、月日記事摘要日記の丁數を記入し、其取引金高を借方へ記入すべし。而して後日記帳へ戻り、下總屋宗兵衛と認めある行の所定欄に、下總屋口座の所在丁數を打ち、轉寫済の合印とし、引合せの便に供すべし。又貸借日記帳に

下總屋宗兵衛……………貸……………五〇、〇〇〇

とあれば、元帳同人の口座を開き、前の順序により記入をなし、取引金高は貸方へ記入すべし。

● 之れを要するに元帳への轉寫は、日記帳に仕譯せられたる貸借を、夫れ夫れの口座に寫しゆくものなれば、左のみ困難なる仕事にあらざるなり。もし帳附けの練熟せる者なれば、日記帳を要せずして、直に元帳記入をなし、得べし。されど初學の者は、此容易なる轉寫を誤まり、貸借反対の方へ記入し、又は甲口座を乙口座と取違へ記入をなし、又は金高の一〇〇〇〇〇と一

〇〇〇,〇〇〇とを見誤まり、記入すること多し、注意すべきなり。

資本主ノ口

● 資本主の口座は主人の口座にして、舊式の帳合ひに與帳杯稱せらる。若し一人獨立の營業なれば、主人又は資本主の名稱を用ひて可なりと雖も、資本主幾名もある會社組織なれば、社員何某又は會社資本金等の名稱と用ふべし。うも資本主の口座は營業の主府にして、營業の損益は皆此口座に關係し、最も大切のものなれば、元帳の開卷第一に此口座を開設すべし。此口座の貸方には、着手の元入即ち開業開算の資本及び營業の純利益を記入し、借方には資本主の負債引出金及び營業の純損失を記入す。故に資本主口坐の貸借双方の合計を差引き、差額貸方にあるときは、現在の資本高を示すものにして、即ち次期の着手資本となるべきものなり。若し貸借差引きの残額、借方にあるときは、之れ資本主の負債となるべきものなり。尤計算の都合により、主人私用金を資本主口座に記入せずして、別の名稱を用ひ別に計算をなす向きもあり。譬へば私用立替等の金高は、主人の姓名を口

取り、營業と一己人との區別を立て、資本金とは別に計算するが如し。

- 取引先の口座は、營業上口頭契約の如き單簡なる信約により、取引する人々を、我が方と貸借の關係を生じたる順序に従ひ、口取り口座を設け、彼我貸借の關係を明らかにするものにして、其貸方には其人々の貸となるべきものを記入し、借方には其人々の借となるべきものを記入す。故に貸方は其人の資産にして、借方は其人々の負債を示むものなり。而して此口坐貸借の双方を差引き、貸借双方同額なれば、其人と我が方との間に起りし貸借は清算せられたるものなれば、差額借方にあれば、其人の負債にして我が方の資産となるべきもの故、其金額丈は其人より受取るべき権利あり。又差額貸方にあれば、其人の資産にして我が方の負債となるべきものなれば、其金額丈は其人に仕拂ふべき義務あるものなり。

- 在來小賣が得意先と、問屋が仲買若くは職人との間に、貸借の清算勘定をなすは、盈暮の二季また都合よき時節を見計ふと雖も、通例毎月十四日卅日を以て一括りの勘定とし、其日の前二三日前に貸金の取るべきは之れを勘定書に認め、之れを書出しと稱し、債務者へ送る。

- 今参考の爲め、商家が日々幾度となく、注文に應じ其得意先へ品物を送り、月末勘定書を製す手續を述べんに、日々幾多の得意先より、日に二三度も注文を受くる店にては、其代物を送ればこれを當座帳へ込み書にし、其夜大福帳の各口座へ寫し當座帳に印をなし、かくして月末に至り、大幅帳より書き出して勘定書を作る。書出しを作り終れば、大幅帳を基とし今一度書出しと引合せ、書出しに記入のあるあれば、其上に印を附し、終りに合計して之れを得意先へ送るなり。
- 書出しの書式は、家により店により異同あり、業により務により差違ありと雖も、如何なる營業にも、通じて用ひらるゝは、左に掲ぐる形式なり。故に月末書出しを多く出だす家にては、半切等へ此形式にならひ赤線を印刷したるもの用ふるを便とす。

合計	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十五	右の通
忠勇軍歌集	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	帝國軍艦圖
東京實測圖	日本地誌	外國地誌	忠勇軍歌集											
珠算教科書	明治廿九年十二月	記	合計	右の通	忠勇軍歌集									
日本地誌	忠勇軍歌集	忠勇軍歌集	忠勇軍歌集	忠勇軍歌集	忠勇軍歌集	忠勇軍歌集	忠勇軍歌集	忠勇軍歌集	忠勇軍歌集	忠勇軍歌集	忠勇軍歌集	忠勇軍歌集	忠勇軍歌集	忠勇軍歌集

共益商社書店

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五
一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五
一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五
一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五
一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五

● 故に會計に於て、一先ず相互の貸借金を精算せんとするには、取引先元

帳の口坐より、抜録して書出しを作成し、之れを債務者に送り入金を促がすべし。而して之れが入金を得れば、書出しに[請取申候也]の五文字を「右之通」の下に認め、自家の金錢受取判を此請取と云ふ文字の處と、自家の名稱の下へ捺し、之れを請取として先方へ渡すなり。倘し又代金の内一部分の入金なれば、「右之通」の左傍に[内金何圓也請取申候也]と認め、之れを渡たすべし。

● 扱書出しを送り貸金を受取り、若しくは書出しに接し借金を仕拂ひたときは、何れも夫れ夫れの帳簿を経て、取引先元帳の口座に轉寫しうれより元帳口座の締切りに着手するなり。尤も一時の締上げなれば、金錢出入帳第四號の形式により、締上げをなすも亦便利なり。

今元帳口座締上形式を示さんがため、前出設題三河屋の營業に於て、其取引先下總屋宗兵衛より、月未掛金内拂として、現金三拾圓を受取りたると假定し、之れが結算をなすべし。

一 下總屋宗兵衛

引合	月 日	現金及金錢		一	三〇〇	借 方	貸 方	一	三〇〇	借 方	貸 方	一	三〇〇	借 方	貸 方	一	三〇〇	借 方	貸 方
		諸口	掛代金内拂																
二	同	二	一	二	一														
三	同	三	一	三	一														
同	二	同	二	二	二														
二	二	八	二	二	八														
一	一	一	一	一	一														
金錢	金錢	金錢	金錢	金錢	金錢														
掛代金内拂	掛代金内拂	掛代金内拂	掛代金内拂	掛代金内拂	掛代金内拂														

繰越

三〇〇

三〇〇

三〇〇

三〇〇

三〇〇

舞譜ノ

しむることあり。

- 取引先の口座は、常に資産負債を示めすものにして、終には貸借消算すべきものなりと雖も、萬一家資分散其他の事情にて或は貸倒れとなり、我方が有せる債権の一部若くは全部損失に歸し、終に我が資産を損失に變せ

手形ニテ貯

手形貸借ノ

- 手形には約束手形あり、爲替手形ありと雖も、之れを要するに、手形資金を仕拂ふべきものと、受取るべきもの、二種あり。口頭信約は其關係する事なり。
- 手形には約束手形あり、爲替手形ありと雖も、之れを要するに、手形資金を仕拂ふべきものと、受取るべきもの、二種あり。口頭信約は其關係する事なり。
- 手形證券に屬する、貸借記帳の説明をなさん。又も單純なる貸借も證書による貸借も、其性質は同一にして只其異なる處は證書の有無にあるのみ。營業上信約盛んに行はるゝときは、口頭の信約盛んに行はると雖も、亦手形證券類の流通も盛んなるべし。口頭の信約に關しては、貸借日記帳あり、取引先元帳のあるあり、以て之れが計算をなすの帳簿備れり。證書の信約に關しては、又これと同様、記帳整理の手續を踏まんば、或は會計の混雜を來たさん。されば手形帳なるものを調製し、仕拂口、受取口手形の期限、期日を知り、他日仕拂ひ若くは受取るべき金高を知るの準備をなす、素より當然の事なり。

仕拂口手形
人多く取引も多ければ、之れを人別にするころよしと雖も、證書信約は割合に取引も少なければ、之れを仕拂口受取口の二者に類別するを以て、最も適當なりとす。

仕拂口手形

● 仕拂口手形とは手形面の金高を、期日至れば當方より相手方へ仕拂ふべきものにして、即ち左の如し。

第一、當方振出し、他人へ宛てたる、約束手形を出だしたるとき。

第二、他人振出し、他の他人へ宛て、當方へ向けたる爲替手形、即ち他の他人へ仕拂ふべき差圖を受取り、之れを引受けたるとき。

● 請取口手形とは手形面の金額を、期日至れば支拂人より請取るべきものにして、即ち左の如し。

第一、他人振出し、當方宛て、約束手形を受取りたるとき。

第二、他人振出し、他の他人へ向け、當方宛ての爲替手形を受取り、手形資金仕拂の引受を得たるとき。

請取口手形

仕拂手形帳

之れに依て、手形帳も亦仕拂口手形帳受取口手形帳の二帳簿に、區別する便宜なりとす、其離形左の如し。

● 第十三號仕拂手形帳

取引月日	仕拂摘要	振出人	支拂人	受取人	場所	月日	手形面	期限	期日	金高	額主
卅二ノ八	掛金仕拂	若狭屋	若狭屋	當方	横濱	東京	卅二ノ	卅二ノ	卅二ノ	○〇〇	
卅二ノ九	卅、二ノ 九引受	井筒屋	虎屋	當方	大阪	東京	廿一ノ	廿一ノ	廿一ノ	○〇〇	
								十日後	廿二ノ		
								十七	廿二ノ		

● 第十四號請取手形帳

取引月日	受取摘要	振出人	支拂人	受取人	場所	月日	手形面	期限	期日	金高	額主
卅二ノ八											

取引月日	受取摘要	振出人	支拂人	受取人	場所	月日	手形面	期限	期日	金高	額主
卅二ノ八											

請取手形

手形帳ノ別

- 扱此手形帳は、之れを三大區分し、第一は其手形の取引起りたる月日、及び何の爲め手形の受渡しをなしたるやを記入し、第二は手形の番號、振出入人支拂人、受取人、振出の場所、仕拂若くは受取の場所、手形面月日、期限、期日、及び金高を記入し、第三は手形消還等に就き其頃未を記入す。
- 而してもし手形資金の受拂期日を、一目瞭然ならしむる爲め、右手形帳期日の欄を左の如く區割する形式あり、又便利なるものと云ふべし。

年 明治廿	期											
	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
日												

問題

貸借出入に關する帳簿記入、練習問題。

- 茲に掲ぐる練習問題は、其取引に應じ貸借日記帳取引先元帳若くは請

取口手形帳、又は仕拂口手形を調製し、之れが記入をなし、之れが結算をなすべし。而して之れが數字の答は、各練習問題に之れを附せり、學なぶ者就て見るべし。

第一練習

- 第一練習問題。 明治三十年二月。
- 二日、 着京手許所持金拾五圓五拾錢也……
- 三日、 旅館旭屋八兵衛方へ投宿、宿料として金五圓也前拂す……
- 五日、 旭屋より本日迄の宿料其他雜費の勘定書を請取る、此合計金三圓八拾錢也……
- 六日、 旭屋女中共へ心附として金壹圓也贈貽す……
- 七日、 平野四郎左衛門より現金三十圓借入……
- 八日、 小長谷源太郎へ現金五圓也貸渡す……
- 十日、 旭屋より本日迄の宿料其他雜費の勘定書を請取る、此合計金五圓三十錢也……以上

右貸借の結果。

一 旅館旭屋へ仕拂ふべき金四圓拾錢也、

一 平野四郎左衛門より借金三十圓也、

一 小長谷源太郎への貸金五圓也、

第二練習問題 明治三十年三月。

十日、九岡久之助へ金五拾圓也貸渡す……江口定五郎へ金八拾圓也

貸渡し右借用證書を受取る……第一國立銀行へ金五百圓也當座預す……

廿日、九岡久之助より金三十圓也返金……第一國立銀行より金百五拾圓也小切手にて引出す……江口定五郎より金八拾圓也返金

……水島鐵太郎へ金五百圓也貸渡す……

三十日、九岡久之助より金貳拾圓也……返金水島鐵太郎より金五百圓也返金……以上

右貸借の結果。

一 第一國立銀行への當座預金三百五拾圓也。

第三練習問題 明治三十年四月。

五日、上野より來三十日拂の約束にて商品を仕入る此金百圓也……

六日、赤羽へ來十五日受取の約束にて商品を賣渡す此金拾圓也……

八日、熊谷より商品金六百圓也買入れ右代金として來る五月十五日仕拂の約束手形を差入る……

九日、前橋へ來る十五日受取の約束にて商品を賣渡す此金三百七拾五圓也……

十五日、赤羽より掛金全額を受取る……前橋より掛金の内金貳百七拾五圓也取受る……

二十日、上野へ掛金全額を仕拂ふ……前橋より掛残金を請取る……

三十日、大阪大谷津直吉振出し東京日下部商店宛て當店向けの一覽十

五日後仕拂の爲替手形仕拂を引受く此金五百圓也……仙臺佐藤助太郎より商品買入資金として金五百圓也第七十七國立銀行送金手形を受取る……以上

右貸借の結果。

- 一 仕拂口手形 熊谷へ……金六百圓也、
 - 一 仕拂口手形 大谷津直吉振出……金五百圓也、
 - 一 佐藤助太郎より送金手形にて金五百圓也、
- 第四練習問題。 明治三十年五月。
- 七日、 品川より金五拾圓也借入れ内金三拾圓也大森へ貸渡す……
 - 八日、 河崎より金八拾圓也借入れ内金五拾圓也品川へ返済す……
 - 十日、 大森より金三拾圓返金に付直に河崎への借金内拂に渡す……
 - 同日、 河崎へ金五拾圓也返金す……以上

右貸借の結果。

差引き何れにも貸借なし。

● 第五練習問題。 明治三十年六月。

- 一日、 資本主森田熊太郎現金にて營業元入をなす此金五千圓也……
- 二日、 資本主營業元入として家屋并に什器を差入る此見積代金八百五十圓也……
- 四日、 資本主の私借金礦部商店へ仕拂ふべき分五百圓也營業方へ引受く……
- 五日、 入江幹一郎より掛にて商品買入る此代金五百圓也……
- 七日、 磺部商店へ掛にて商品を賣渡す此代金三百圓也……
- 八日、 第百十九國立銀行へ金三千圓也當坐預す……
- 十日、 入江幹一郎へ掛金五百圓也第百十九國立銀行小切手にて仕拂ふ……
- 十一日、 去る七日礦部商店へ賣込みの品損傷發見に付五分の直引を由

十五日、前田安之助へ商品を賣渡し此代金四百五十圓に對し同人振出し來る依て承諾す……

十八日、磯部商店へ仕拂ふべき金二百十五圓也第百十九國立銀行小切手にて渡す……以上

右貸借の結果(損益結算前)。

- 一 資本主の純元入金五千三百五拾圓也、
- 一 第百拾九國立銀行當座預殘金二千二百八拾五圓也、
- 一 受取口手形 前田安之助振出……金四百五十圓也、

第二 略式簿記法。

舊式ノ帳合

● 我が國舊式の帳合法は、得意先き貸金は之れを大福帳に記入し、凡て引は、之れを當坐帳に記入し、されより金錢出入は金錢出納帳、物品買入は買

入帳、物品賣上は賣上帳へ記入し、得意先き貸金は之れを大福帳に記入し、凡て我より出たるを出とし、我に入りたるを入とし、帳合するものなれど、別段異線の手段にもよらず、書式体裁も一定せず即ち萬事學問風になりたりざるを以て確實と明瞭を欠く、故に之れを以て完全なる簿記の方法とは認め難し。

● 舊式簿記とは又單式と稱するものにして、人々に關係する貸借を知るを第一とし、他人と貸借の關係を生せし時、其人の口座を元帳へ開設し、貸借の如何により、或は貸方、或は借方に即ち貸か借の一方へ記入し、金錢出納は金錢出納帳へ、物品の賣買等は仕入帳又は賣上帳に之れを記入し、結局營業の資產負債損失利益は、諸帳簿により結果を取集めて之れを求む。此法我國在來の帳合法に類似し、又記入計算に時間と労力を費やすこと少なく、簡略にして學び易き方法故、我國普通の會計に之れを應用せば、容易に會計の整理をなすことを得る便法なり。